

## 地域福祉活動事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人有田町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が町内の福祉団体（以下「団体」という。）に助成金を交付して活動を支援することを目的とする。

### (助成金の財源)

第2条 前条に定める助成金の財源は、前年度の実績に応じて配分される赤い羽根共同募金配分金及び前年度の一般寄付金等とし、本年度予算で助成金として予定する範囲内とする。

### (助成の基準等)

第3条 助成団体の募集は、4月から6月にかけて「社協だより」や各戸配付のチラシ等をもって行う。

2 助成対象の事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地域福祉の先駆的・開拓的事业又は地域の公益性に貢献すると認められる事業
- (2) 地域住民の福祉向上を目的とした福祉サービスの向上、教育・研修を含めたイベント開催、機関紙の発行等に関する事業
- (3) 高齢者や障害者が、スポーツや集い、学びを通じて社会参加を促進する事業
- (4) 子育て支援や青少年の非行防止・健全育成等の促進を図る事業
- (5) 交通安全、各種募金や奉仕活動、福祉施設の訪問や清掃活動、学校のボランティア教育等、地域福祉活動思想の普及や教育・実践に関する事業
- (6) 前各号の事業活動に必要な備品等の整備事業
- (7) その他地域外の活動であっても、地域住民がその活動の恩恵を受けられる事業

3 助成金の基準は、次のとおりとする。

- (1) 交付する助成金の基準は、助成対象事業費の80%（学校ボランティアは100%）とする。ただし、全ての助成対象団体の助成金申請総額が本年度予算額を上回る場合は、減額するものとする。
- (2) 他からの助成金等がある場合は、当該助成金等を控除した残額を助成対象事業費とする。
- (3) 助成申請団体の運営費や会食経費、構成員の報酬等を控除した残額を助成対象事業費とする。

4 次の各号に該当する場合は、助成しない。

- (1) 助成申請団体の財政状態や他からの助成金等で、この要綱による助成を必要としないと認められる事業
- (2) 営利目的の事業や報酬を得られるとみなされる事業
- (3) 社会福祉の活動ではあっても、運営費への補填や構成員の互助共済が主な事業とみなされる事業

### (助成金の申請)

第4条 助成金の申請団体は、協議会会長（以下「会長」という。）に対し、別に定める期間内に助成金の交付を様式1により申請する。

(認定審査会)

第5条 協議会は、前条の申請に基づき地域福祉活動事業助成金認定審査会(以下「審査会」という。)を開き、その可否を決定する。

2 認定審査会の委員は、次の者をもって充てる。

議会代表 1名

総区長会代表 2名

民生委員・児童委員協議会代表 2名

副町長

健康福祉課長

3 認定審査会は、申請団体に審査の結果を様式2により通知する。

(助成金の交付請求と事業実績の報告)

第6条 助成対象認定を受けた団体は、会長に対し、別に定める期限までに助成金の交付を様式3により請求する。

2 助成金の交付を受けた団体は、会長に対し、事業完了から2か月以内に、その団体の監事による監査を受けた事業報告書と収支報告書又は決算報告書を添えて、事業実績を様式4により報告しなければならない。

(助成金等の額の確定)

第7条 協議会会長は、前条の規定により実績報告書を受理し、当該書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成の基準及び審査会の認定内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、地域福祉活動事業助成金交付額確定通知を様式5により助成金交付団体に通知する。

(虚偽申請等による助成金の返還)

第8条 この要綱に反した手続による申請又は不正使用等が明らかな場合は、認定審査会に付議して直ちに返還を求めるものとし、以後は助成金交付団体とはしない。

(助成金関係書類の保存)

第9条 助成金にかかる関係書類の保存は、助成金の交付を受けた翌年度から5年間とする。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年11月5日から施行し、平成22年度事業分から適用する。

様式1

地域福祉活動事業助成金交付申請書

年 月 日

社会福祉法人有田町社会福祉協議会  
会 長 様

住 所  
団体名  
代表者  
電 話

印

年度地域福祉活動事業助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

1. 助成金交付申請額 円

2. 助成金交付対象事業名

3. 活動の概要  
(要点を記述してください。)

4. 助成金対象事業の経費配分及び財源内訳

(単位：円)

総費用 A	他の助成金 等控除され る額 B	助成対象 事業費 C = A - B	左 の 財 源 内 訳		
			助成申 請額 D	会費又は受益 者負担金等 E	その他 F

- 1 Dの申請額は、 $(A - B) = C$  の100分の80以内であること
- 2 Bの額は、他の機関等からの助成金やAの総費用の中の飲食経費、団体構成員に支払う報酬などである。

5. 事業着手予定と完了予定年月日

事業の着手 年 月 日予定  
事業の完了 年 月 日予定

6. 添付書類

- (1) 活動計画と収支予算書  
別紙のとおり
- (2) その他必要な関係書類



# 収支予算書

## 収入の部

項目	金額	摘要
会費		
助成金		有田町社協地域福祉活動助成金
参加費収入		
合計		

## 支出の部

項目	金額	摘要
合計		

地域福祉活動事業助成金交付請求書

年 月 日

社会福祉法人有田町社会福祉協議会  
会 長 上 瀧 幸 二 様

住 所  
団体名  
代表者  
電 話  
印

年度の地域福祉活動事業助成金の交付認定の通知を受けたので、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

1. 年度地域福祉活動事業助成金交付請求額  
円
2. 助成金の主な用途  
(要点を記述してください。)

3. 助成金振込先

金融機関名	銀行(金庫)
本店	農協
支店	
口座番号	普通
口座名義	

4. 助成金交付請求のための添付書類  
(1) 振込先預金通帳のコピー(金融機関名・口座番号・口座名義がわかる箇所)

様式4

## 地域福祉活動事業実績報告書

年 月 日

社会福祉法人有田町社会福祉協議会  
会 長 上 瀧 幸 二 様

住 所  
団体名  
代表者  
電 話

㊟

年度地域福祉活動事業の助成金を受けた事業が完了したので、地域福祉活動事業助成金交付要綱に基づき下記のとおり報告します。

### 記

1. 年度事業助成金交付済額 円

2. 助成金の主な使途  
(要点を記述してください。)

3. 添付書類

(1) 事業報告書と収支報告書(決算報告書)

(2) その他必要な関係書類(活動状況の写真、活動費用の領収書等)





# 収支報告書

## 収入の部

項目	金額	摘要
会費		
助成金		有田町社協地域福祉活動助成金
参加費収入		
合計		

## 支出の部

項目	金額	摘要
合計		